

政令第二百三十九号

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第四十三条第五項、第四十六条第二項及び第三項、第五十三条並びに第五十五条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「一・三パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第十二条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から六九月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
七〇月から一〇五月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
一〇六月から一五八月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額

一五九月から一七四月まで	一、三五〇円を前月金額に加算した金額
一七五月から一八三月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
一八四月から二三四月まで	一、三五〇円を前月金額に加算した金額
二三五月から二九八月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
二九九月から三七六月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
三七七月から四四八月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
四四九月から四九六月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
四九七月から五四〇月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
五四一月以上の月数	当該月数から四八減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額

別表第九の一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一、一九〇円」を

「一、二〇〇円」に改め、同表の二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二

六、六一〇円」を「二六、六五〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表の三五月に一

月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三九、七一〇円」を「三九、八三〇円」に、「一、一二〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表の四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五三、一二〇円」を「五三、三六〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、同表の五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六六、六九〇円」を「六七、〇七〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表の七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「八〇、四六〇円」を「八一、〇一〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一七〇円」に改め、同表の八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「九四、三五〇円」を「九五、〇七〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一九〇円」に改め、同表の九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二〇八、三一〇円」を「二〇九、二九〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表の一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一二二、三八〇円」を「一二三、六七〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に改め、同表の一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一三六、五六〇円」を「一三八、一六〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表の一三一月に一月か

ら一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一五〇、八四〇円」を「一五二、七四〇円」に、
「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に改め、同表の一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一六五、一八〇円」を「一六七、四二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表の一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一七九、六一〇円」を「一八二、二四〇円」に、「一、二一〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表の一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一九四、一一〇円」を「一九七、一九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二六〇円」に改め、同表の一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二〇八、七〇〇円」を「二一二、二六〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表の一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二二三、四四〇円」を「二二七、五〇〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に改め、同表の二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二三八、三〇〇円」を「二四二、八七〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表の二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二五三、二八〇円」を「二五八、四三〇円」に、「一、二六〇円」を「一、三一〇円」

に改め、同表の二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二六八、四〇〇円」を「二七四、一五〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三三〇円」に改め、同表の二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二八三、六八〇円」を「二九〇、〇九〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三四〇円」に改め、同表の二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二九九、一三〇円」を「三〇六、一九〇円」に、「一、三一〇円」を「一、三六〇円」に改め、同表の二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三一四、七九〇円」を「三二二、四七〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表の二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三三〇、六五〇円」を「三三八、九七〇円」に、「一、三四〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表の二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三四六、七〇〇円」を「三五五、六九〇円」に、「一、三五〇円」を「一、四二〇円」に改め、同表の二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三六二、八八〇円」を「三七二、六七〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四三〇円」に改め、同表の三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三七九、二〇〇円」を「三八九、八五〇円」に、

「一、三八〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表の三三三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三九五、七〇〇円」を「四〇七、二一〇円」に、「一、三九〇円」を「一、四七〇円」に改め、同表の三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四一二、三七〇円」を「四二四、七八〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四八〇円」に改め、同表の三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四二九、二五〇円」を「四四二、五七〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表の三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四四六、三六〇円」を「四六〇、五九〇円」に、「一、四五〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表の三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四六三、七二〇円」を「四七八、九〇〇円」に、「一、四六〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四八一、二四〇円」を「四九七、五〇〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五七〇円」に改め、同表の三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四九八、九二〇円」を「五一六、三二〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五九〇円」に改め、同表の四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五一六、七九〇

円」を「五三五、三八〇円」に、「一、五一〇円」を「一、六一〇円」に改め、同表の四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五三四、八七〇円」を「五五四、七一〇円」に、「一、五三〇円」を「一、六四〇円」に改め、同表の四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五五三、二〇〇円」を「五七四、三三〇円」に、「一、五五〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五七一、八〇〇円」を「五九四、三一〇円」に、「一、五八〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表の四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五九〇、七二〇円」を「六一四、六七〇円」に、「一、五九〇円」を「一、七二〇円」に改め、同表の四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六〇九、八二〇円」を「六三五、三四〇円」に、「一、六一〇円」を「一、七五〇円」に改め、同表の四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六二九、一六〇円」を「六五六、三四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、七九〇円」に改め、同表の四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六四八、七三〇円」を「六七七、七三〇円」に、「一、六五〇円」を「一、八二〇円」に改め、同表の五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加え

て得た月数の項中「六六八、五二〇円」を「六九九、五三〇円」に、「一、六七〇円」を「一、八四〇円」に改め、同表の五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六八八、五三〇円」を「七二一、五九〇円」に、「一、六九〇円」を「一、八六〇円」に改め、同表の五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「七〇八、七二〇円」を「七四三、八八〇円」に、「一、七二〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の五四〇月の項中「七三一、一二〇円」を「七六八、五五〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（退職金に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じた者に係る当該退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第六特定業種（この政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令別表第六に係る特定業種をいう。以下この項において同じ。）に係る特定業種掛金納付月数（法第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数をいう。以下同じ。）が三十六月以上である者であつて施行日以後に同条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたものにおけるこれらの規定により支給する当該退職金の額は、中小企業退職金共済法施行令（以下「令」という。）第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第六特定業種掛金月額区分（別表第六特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）とする。

- 一 令和三年十月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数（令第十二条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）が四十二月以下であり、かつ、平成十年一月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数が三十五月以下である場合 別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に応じたこの政令による改正後の令（以下「新

令」という。）別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロにより定める額のいずれか多い金額

イ 別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に、令和三年十月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じた新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に応じた中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百五十一号。以下「令和三年令」という。）による改正前の令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた者（法第四十五条第二項、第四十六条第二項又は第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者を含む。以下この条において同じ。）については、別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に応じた独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第七十八

号。以下この条において「平成二十八年令」という。）附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める金額）を超えるときは、当該金額）

ロ 別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に、令和三年十月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じたこの政令による改正前の令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に応じた令和三年令による改正前の令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた者については、別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に応じた平成二十八年令附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める金額）を超えるときは、当該金額）

2 前項第二号イの換算月数は、別表第六特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、令和三年十月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた

特定業種区分掛金納付月数に応じた令和三年令による改正前の令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた者については、令和三年十月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数に応じた平成二十八年令附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める金額）を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じた新令別表第六の上欄に定める月数から、当該令和三年十月一日前に別表第六特定業種掛金月額区分に係る掛金の納付があつた特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 前項の規定は、第一項第二号ロの換算月数について準用する。この場合において、前項中「新令別表第六」とあるのは、「この政令による改正前の令別表第六」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第四条 新令別表第九の規定は、施行日以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種（新令別表第六に係る特定業種であるものに限る。以下この条において同じ。）に係る特定業種

退職金共済契約の被共済者となった者について適用し、施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であつて施行日以後に法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたものについては、なお従前の例による。

2 施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であつて施行日以後に法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたもののうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有する者における退職金の額は、新令第十三条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は前条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、当該者における次の各号に掲げる月数の区分に応じ、当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。

一 令和三年十月一日前に乙特定業種に係る掛金の納付があつた特定業種掛金納付月数に相当する月数
令和三年令による改正前の令第十三条第三項第一号に定める利率

二 令和三年十月一日から法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由

が生じた日までに乙特定業種に係る掛金の納付があつた特定業種掛金納付月数に相当する月数 新令第
十三条第三項第一号に定める利率

3 施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者であつて施行日以後に法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたものうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有する者に係る令第十三条第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「計算後残余額」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百三十九号）附則第四条第二項に規定する元利合計額」とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第五条 新令別表第九の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約（新令別表第六に係る特定業種に係るものに限る。以下この条において同じ。）の被共済者となつた者について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者で

あつて施行日以後に法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたものについては、なお従前の例による。

2 施行日前に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者であつて施行日以後に法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたものうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有する者における退職金の額は、令第十五条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又はこの政令附則第三条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、当該者における次の各号に掲げる月数の区分に応じ、当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。

一 令和三年十月一日前に掛金の納付があつた特定業種掛金納付月数に相当する月数 令和三年令による改正前の令第十三条第三項第一号に定める利率

二 令和三年十月一日から法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じた日までに掛金の納付があつた特定業種掛金納付月数に相当する月数 新令第十三条第三項第一号に定める利率

施行日前に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であつて施行日以後に法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の支給の事由が生じたものうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有する者に係る令第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「計算後残余額」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百三十九号）附則第五条第二項に規定する元利合計額」とする。